

生活保護基準引き下げ

国は誤り8度目判決

さいたま地裁

国が生活保護基準を引き下げたのは憲法違反だとし、埼玉県内の生活保護受給者らが取り消しを求めた裁判の判決が29日、さいた

ま地裁でありました。倉澤守春裁判長は、保護基準引

宮崎、青森、和歌山に続いて8例目です。

き下げの取り消しを認め、原告側が勝訴しました。

判決は、国が最低所得世帯層の消費実態との比較で

同様の裁判が全国でたかれ、原告の勝訴判決は

保護基準を引き下げた「ゆがみ調整」について、専門家の検証過程に不合理はな

大阪、熊本、東京、横浜、

家の検証過程に不合理はな

かったものの、検証結果をそのまま反映しなかったこと、その具体的な理由を示さなかったことから、厚生労働相の裁量権の逸脱・乱用があるとなりました。

告弁護団の佐々木新一副団長は「国の政策が、8回も『誤りだ』と断言された。生活保護行政の改善に向けて、力を尽くしたい」と述べました。原告の浜田道子さん(85)は「私たちの訴えが認められたのだから、国は元の保護基準に戻してほしい」と話し、佐藤晃一さん(56)は「こくなった原告の仲間もいるが、きつと天国で暮らしてくれる」と思うと声を詰まらせました。

一方、多くの原告側勝訴判決で認められた、2008年以降の物価下落を考慮した「デフレ調整」の問題点は認めず、厚生相の裁量権の逸脱・乱用はないとして

判決後の報告集会で、原告